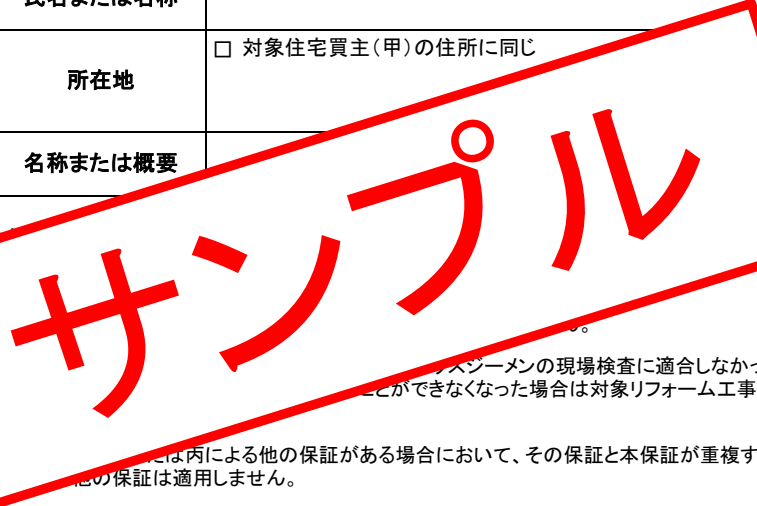


売買住宅に関する保証書

買主(甲)	住 所	
	氏名または名称	
対象住宅	所在地	<input type="checkbox"/> 対象住宅買主(甲)の住所に同じ
対象リフォーム工事	名称または概要	



- 乙および丙は、対象住宅の隠れた瑕疵(以下「隠れた瑕疵」といいます)を株式会社(以下「検査会社」といいます)と共同して、(以下「保険契約」といいます)を株式会社(以下「保証会社」といいます)と共同して、(以下「本保証」といいます)を行います。
- 理由の如何を問わず、(以下「本保証」といいます)は、(以下「本保証」といいます)が適用されます。
- 上記1)にかかわらず、対象住宅の瑕疵(以下「瑕疵」といいます)がハウズジーメンの現場検査に適合しなかった場合もしくは甲が対象リフォーム工事の完了確認をしたにもかかわらず、(以下「本保証」といいます)が適用されることができなくなった場合は対象リフォーム工事の目的物の瑕疵に関しては保証の対象外とし、乙のみが保証を行います。
- 対象住宅または対象リフォーム工事の瑕疵(以下「瑕疵」といいます)は丙による他の保証がある場合において、その保証と本保証が重複する場合には、乙および丙は、その重複する部分については本保証の適用は適用しません。

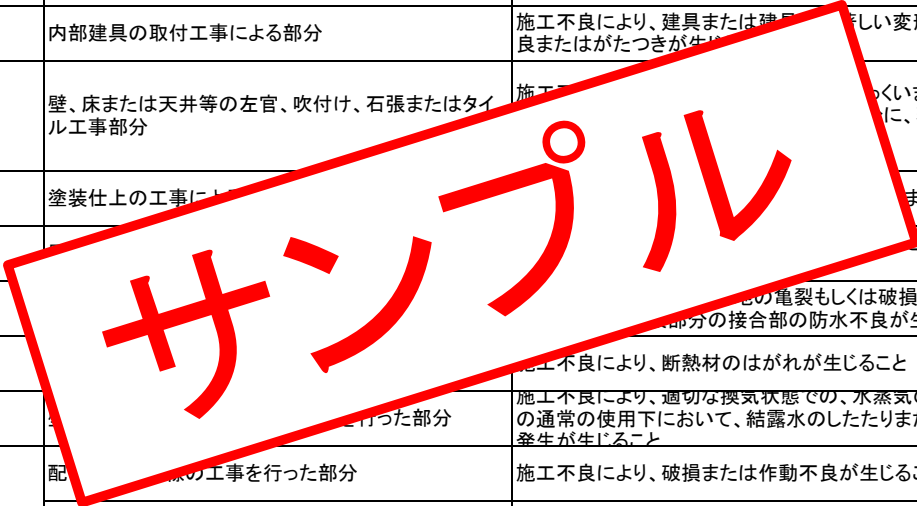
保証内容	<p>乙および丙は、甲に対して、次表の1欄記載の期間の区分ごとに、2欄記載の瑕疵に起因して、保証期間中に次の(1)から(5)のいずれかの事由が生じ、それが発見された場合に、甲に生じた損害に関し、3欄記載の保証者が4欄記載の責任を負うものとします。ただし、上記(5)は、甲による対象リフォーム工事の完了確認日から開始します。</p> <p>(1) 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと (2) 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさないこと (3) 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと (4) 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われること (5) 工事の目的物のうち、裏面の表の左欄に該当する部分が右欄の事象を生じるなど、工事の目的物が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと</p> <p>(注) (3)の事由は給排水管路の担保に関する特約または給排水管路等の担保に関する特約を付帯する保険契約を締結する場合に、(4)の事由は給排水管路等の担保に関する特約を付帯した保険契約を締結する場合にそれぞれ限りません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 期間の区分</th> <th>2. 瑕疵</th> <th>3. 保証者</th> <th>4. 責任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証開始日から完了確認日の前日までの期間</td> <td>対象住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵</td> <td>乙</td> <td>住宅の売主が負うとした場合の民法第570条において準用する同法第566条第1項ならびに同法第634条第1項および第2項前段(ただし、同条第1項および第2項前段中「注文者」とあるのを「買主」と、同条第1項中「請負人」とあるのを「売主」とします)に規定する担保の責任と同等の責任</td> </tr> <tr> <td>完了確認日から保証期間の終期までの期間</td> <td>上記の瑕疵または対象リフォーム工事の目的物の瑕疵</td> <td>乙と丙の連帯保証</td> <td>上記の責任またはリフォーム工事の請負人が負う民法第634条第1項および第2項前段に規定する担保の責任もしくはこれと同等の責任</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ハウズジーメンによる対象リフォーム工事着工前の現場検査に適合しない場合は、完了確認日の前日までの保証はありません。 完了確認日から保証期間終期までの期間は、対象住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵と対象リフォーム工事の目的物の隠れた瑕疵を乙と丙で連帯して保証します。</p>	1. 期間の区分	2. 瑕疵	3. 保証者	4. 責任	保証開始日から完了確認日の前日までの期間	対象住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵	乙	住宅の売主が負うとした場合の民法第570条において準用する同法第566条第1項ならびに同法第634条第1項および第2項前段(ただし、同条第1項および第2項前段中「注文者」とあるのを「買主」と、同条第1項中「請負人」とあるのを「売主」とします)に規定する担保の責任と同等の責任	完了確認日から保証期間の終期までの期間	上記の瑕疵または対象リフォーム工事の目的物の瑕疵	乙と丙の連帯保証	上記の責任またはリフォーム工事の請負人が負う民法第634条第1項および第2項前段に規定する担保の責任もしくはこれと同等の責任
1. 期間の区分	2. 瑕疵	3. 保証者	4. 責任										
保証開始日から完了確認日の前日までの期間	対象住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵	乙	住宅の売主が負うとした場合の民法第570条において準用する同法第566条第1項ならびに同法第634条第1項および第2項前段(ただし、同条第1項および第2項前段中「注文者」とあるのを「買主」と、同条第1項中「請負人」とあるのを「売主」とします)に規定する担保の責任と同等の責任										
完了確認日から保証期間の終期までの期間	上記の瑕疵または対象リフォーム工事の目的物の瑕疵	乙と丙の連帯保証	上記の責任またはリフォーム工事の請負人が負う民法第634条第1項および第2項前段に規定する担保の責任もしくはこれと同等の責任										
保証期間	保険契約の付保証証明書および付保証証明書(対象リフォーム工事)記載の保険責任期間												
保険契約により保険金支払の対象となる損害の範囲および額	保険契約の付保証証明書ならびに普通保険約款および付帯特約のとおり												

(注)対象住宅を売買等により転得した者に対してはこの保証は引き継がれません。

20 年 月 日

検査会社(保証者)(乙)		リフォーム工事請負人(保証者)(丙)	
住所		住所	
氏名 または 名称		氏名 または 名称	

工事の目的物		事象例
コンクリート工事	玄関土間、犬走りまたはテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	施工不良により、著しい沈下、ひび割れ、不陸または隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根または階段等の木造部分	施工不良により、著しいそり、すきま、割れまたはたわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁または天井等のボードまたは表装工事による部分	施工不良により、仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すきままたはしみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付工事による部分	施工不良により、建具または建具の取付部が著しい変形、亀裂、破損、開閉不良またははがたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床または天井等の左官、吹付け、石張またはタイル工事部分	施工不良により、左官または石・タイル等の仕上材に著しい剥離、亀裂、破損が生じること
塗装工事	塗装仕上の工事による部分	施工不良により、剥離、変色、変形または亀裂が生じること
屋根工事	屋根の工事による部分	施工不良により、破損、変形、破損または排水不良が生じること
内部防水工事	内部防水の工事による部分	施工不良により、防水層の亀裂もしくは破損、防水層の破断または防水層と躯体との接合部の防水不良が生じること
断熱工事	断熱材の取付工事による部分	施工不良により、断熱材のはがれが生じること
防露工事	防露の工事を行った部分	施工不良により、適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたりまたは結露によるかびの発生が生じること
電気工事	配線の工事を行った部分	施工不良により、破損または作動不良が生じること
	コンセントまたはスイッチの取付工事を行った部分	施工不良により、作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事部分	配管の工事を行った部分	施工不良により、破損、水漏れまたは作動不良が生じること
	蛇口、水栓またはトラップの取付工事を行った部分	施工不良により、破損、水漏れまたは作動不良が生じること
	厨房または衛生器具の取付工事を行った部分	施工不良により、破損、水漏れ、排水不良または作動不良が生じること
排水工事	配管の工事を行った部分	施工不良により、排水不良または水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事を行った部分	施工不良により、破損、水漏れまたは作動不良が生じること
ガス工事	配管の工事を行った部分	施工不良により、破損、ガス漏れまたは作動不良が生じること
	ガス栓の取付工事を行った部分	施工不良により、破損、ガス漏れまたは作動不良が生じること
雑工事	小屋裏、軒裏または床下の換気孔の設置工事を行った部分	施工不良により、脱落、破損または作動不良が生じること



定 義	<p>本保証において、構造耐力上主要な部分等とは、次に掲げる部分をいいます。</p> <p>(1) 構造耐力上主要な部分 住宅のうち構造耐力上主要な部分として住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(以下「施行令」といいます)第5条に定める住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいいます)、床版、屋根版または横架材(はり、けたその他これらに類するものをいいます)で、当該住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるもの</p> <p>(2) 雨水の浸入を防止する部分 住宅のうち雨水の浸入を防止する部分として施行令第5条に定める次の部分</p> <p>① 住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具</p> <p>② 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分</p> <p>(3) 給排水管路 対象住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者((木造以外の共同住宅等の一の住戸を対象とする保険契約を締結している場合は、水道事業者、水道管理者または下水道管理者または管理組合)が所有または管理している部分を除きます。</p> <p>(4) 排水設備 対象住宅またはその敷地内に設置された受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、電気温水器、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、汚水ポンプまたはます</p> <p>(5) 電気設備 対象住宅に設置された次の電気設備。ただし、対象住宅が共同住宅または長屋である場合は、照明器具および換気設備は、居住者の共用に供される部分に設置されたものに限り、 変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、碍子、碍管、保護装置、支持フレーム、母線、配線、照明器具、換気設備</p> <p>(6) ガス設備 対象住宅の敷地内の共用ガス管。ただし、ガスメーターを除きます。</p> <p>(注) ただし、(3)は給排水管路の担保に関する特約または給排水管路等の担保に関する特約を付帯する保険契約に、(4)から(6)は給排水管路等の担保に関する特約を付帯した保険契約を締結する場合にそれぞれ限ります。</p>
-----	---